

龍源寺の歴史について(八)

松原 泰道

当時の東京市当局は、市区改正計画と経済上や衛生上の理由から、市内にある寺院境内の共葬墓地を郊外に改葬するよう奨励していった。論告は、明治四十一年一月二十五日ですが、引き続き数回にわたって勸奨状が出されています。

この件について当寺では寺関係の法類と檀信徒総代会議を同年十一月十五日に開き、次の決議を行つています。

一、墓地の移転は早晩決行せざるべからずよりて龍源寺は市の論告に基き、明治四十二年を期して郡部に移転を実行すべき事、但龍源寺建物は移転せざる事

一、移転地は豊多摩郡下渋谷村東北寺境内墓地(現在渋谷区永住町)とす

一、費用、土地買収費金壹千三百円、但墓地百二十坪、一坪一〇円割、改葬費一千八百円、墓地約六百基

一、費用の出途及償却方法、費用は他借として改葬跡敷地の貸付地代を以て返済すべき事

一、多額の費用を要し候事故可成御縁故の方より応分の補助仰度事。但任意の場所への移転希望の御方は御随意自費を以て一般の改葬以前に移転せられたきこと

一、移転先墓地特にご希望の御方は実費(一坪拾円割)御支出被下度事

一、改葬地跡敷地は払下の上、龍源寺永代不動産として保存すること

右議決候也

明治四十一年一月十五日

龍源寺住職松原祖來、右寺前住職越溪宗逸、曹溪寺住職越溪宗実、重秀寺住職金谷宗葩、吸

江寺住職天野宗格

檀信徒総代。小岸仙之助。飯

田平作、丸岡東治

この決議に基き、檀信徒各氏の賛同を求めて調印を得、計劃通り翌四十二年六月四日から墓地改葬事業に着手しました。指定墓地の東北寺と任意改葬地の重秀、曹溪、祥雲の各寺へ移転改葬を終つたのは同年十一月十七日でありました。

その跡地の中で寺にとって利用価値の少い袋地と道路敷地とを合せた二百十九坪二合を法類檀信徒総代会議の議決と本山管長の副申書を得て所管官庁の許可を待つて明治四十二年二月二十四日と翌年十一月十六日との両度にわたり松本徳次郎氏に売却、残地二百九十五坪余が寺有財産となりました。

(「寺報」第十四号・昭和四十一年九月一日号より)